足立区多文化共生推進計画審議会条例を公布する。

令和８年９月２５日

足立区長　　近　藤　弥　生

足立区条例第３４号

足立区多文化共生推進計画審議会条例

（設置）

第１条　足立区多文化共生推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区多文化共生推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、区長の諮問に応じ、計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

（組織）

第３条　審議会は、区長が委嘱する委員２０人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、区長が委嘱した日から区長に答申した日までとする。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第６条　審議会に、幹事を置くことができる。

２　幹事は、区の職員のうちから、区長が任命する。

３　幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（会議）

第７条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（守秘義務）

第８条　委員及び幹事は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

２　足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３９年足立区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区多文化共生推進計画審議会	日額　７，０００円